

1. 貴社情報 裏面の出展規定に同意し、以下の通り出展を申込みます。

申込日 年 月 日

会社/団体名 (フリガナ) 和文 英文	代表者名 部署・役職名
住所 (JIAMデスクよりご連絡する際に窓口となる方の情報をご記入ください。) (〒 - )	
部署・役職名	担当者名
Tel.	Fax.
E-mail.	Web.

※請求書の宛先が上記出展者と異なる場合は、下記に送付先をご記入ください。

会社名	住所 (〒 - )
部署・役職名	
担当者名	Tel. Fax.

2. 出展料金 (申込小間数/タイプ別) ※消費税別 該当する項目に、印および小間数、合計金額をご記入ください。

小間タイプ	小間数(面積) (1小間: 3m × 3m = 9㎡)	早期申込特別割引料金 締切: 2024年1月31日 (1小間あたりの出展料金)	通常申込料金 (1小間あたりの出展料金)	JASMA 正会員 (1小間あたりの出展料金)	JASMA 賛助会員 (1小間あたりの出展料金)	出展料金(税別) = <input type="text"/> 円
スペース小間 ※独立小間の確保は 10小間以上の 申込みとなります。	1-5小間	<input type="checkbox"/> 294,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 315,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 270,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 280,000円 × [ ] 小間	
	6小間-9小間	<input type="checkbox"/> 287,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 310,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 270,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 280,000円 × [ ] 小間	
	10小間-12小間	<input type="checkbox"/> 277,500円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 302,400円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 225,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 234,000円 × [ ] 小間	
	13小間以上	<input type="checkbox"/> 250,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 272,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 225,000円 × [ ] 小間	<input type="checkbox"/> 234,000円 × [ ] 小間	
パッケージ小間 ※4小間以上の金額に 関しては、JIAMデスクに お問合せください。	1小間	<input type="checkbox"/> 379,500円	<input type="checkbox"/> 401,500円	<input type="checkbox"/> 341,000円	<input type="checkbox"/> 352,000円	
	2小間	<input type="checkbox"/> 750,400円 (1小間あたり375,200円)	<input type="checkbox"/> 795,200円 (1小間あたり397,600円)	<input type="checkbox"/> 672,000円 (1小間あたり336,000円)	<input type="checkbox"/> 694,400円 (1小間あたり347,200円)	
	3小間	<input type="checkbox"/> 1,120,000円 (1小間あたり373,333円)	<input type="checkbox"/> 1,187,200円 (1小間あたり395,733円)	<input type="checkbox"/> 985,600円 (1小間あたり328,533円)	<input type="checkbox"/> 1,019,200円 (1小間あたり339,733円)	

※消費税率に変更があった場合は、申込期間にかかわらず見本市開催時点での適用税率に基づく消費税を申受けます。旧消費税率でお申込み、出展料金のお支払いをいただいた場合は、改定消費税率との差額を申受けますのでご了承ください。

※各出展申込締切日以前でも、予定小間数に達した時点で申込みを締切り、以降はキャンセル待ちとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

3. 希望小間配列

(4小間以上の場合のみ、希望の配列に印を入れてください)

(a)単列小間   (b)複列小間 

4. 出展分野 (該当する欄に必ずチェックをしてください)

<input type="checkbox"/> 企画・設計・CAD	<input type="checkbox"/> 裁断・延反・CAM	<input type="checkbox"/> 縫製機器	<input type="checkbox"/> 刺繍・プリント・カッティング加工	<input type="checkbox"/> 仕上げ・ランドリー関連	<input type="checkbox"/> 検査・試験関連
<input type="checkbox"/> ホームソーイング	<input type="checkbox"/> 副資材	<input type="checkbox"/> 素材・縫製品・その他	<input type="checkbox"/> 織り・編み・染色	<input type="checkbox"/> 繊維・繊維・不織布	<input type="checkbox"/> 自動車・航空・宇宙産業関連
<input type="checkbox"/> インテリア・家具・住居関連	<input type="checkbox"/> 服飾雑貨・生活雑貨	<input type="checkbox"/> 産業用繊維資材	<input type="checkbox"/> IT情報技術	<input type="checkbox"/> 物流	<input type="checkbox"/> 設備・装置・環境
<input type="checkbox"/> 教育・人材育成	<input type="checkbox"/> 情報サービス	<input type="checkbox"/> その他(明記ください)			

5. 出展予定製品 必ずご記入ください。実演がある場合はその内容をご記入ください。

6. 小間位置 貴社の小間位置との隣接を希望する、あるいは隣接を避けて欲しい企業があれば必ずご記入ください。

※従来の出展者、または出展の可能性のある企業も含めご記入ください。ご希望に添えない場合もございますことをご了承ください。

隣接を希望する企業 [ ] 隣接を避けて欲しい企業 [ ]

7. 出展申込理由 (複数選択可)

前回結果が良かった  マーケティング  新規開拓  受注  ブランディング  見本市の評判が良い  
 営業担当者が良かった  時期が良い  他からのすすめ  その他( )

# 出展規程



## ①出展申込の承認・契約

主催者は「出展申込書」を受領後、審議のうえ、「出展申込書受領確認書」の発行をもって出展契約が締結されたものとします。なお、契約締結後、出展申込書の出展予定製品について虚偽の記入があった場合は、出展料金の支払いがあった後でも、主催者は出展を認めないことがあります。その場合、支払い済みの出展料金は返還いたしません。

## ②出展申込締切

2024年4月26日(金) ただし、締切日以前でも、予定小間数に達した時点で、申込みを締切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

## ③出展料金支払

出展者は出展要項に基づき指定期日までに、出展料金をお支払いください。指定期日までに、お支払いがない場合、主催者は出展契約を解除することができます。その場合、支払い済みの出展料金は返還いたしません。

※消費税率に変更があった場合は、申込期間に関わらず見本市開催時点での適用税率に基づく消費税を申し受けます。旧消費税率でお申込み、出展料金のお支払いをいただいた場合は、改定消費税率との差額を申し受けますのでご了承ください。

## ④出展申込後の取消

出展申込契約締結後の申込面積の一部または全部を取消することは原則として認められません。ただし、取消理由を文書で通知いただき、主催者がやむを得ないと判断した場合は、下記の基準でキャンセル料を申し受けたうえで、取消を承ります。なお、キャンセル通知受領日は、主催者が書面による通知を受領した日とします。

キャンセル通知受領日	キャンセル料
2024年4月27日まで	出展料金の50%
2024年4月28日以降	出展料金の100%

## ⑤小間位置の決定

小間位置は主催者にて決定いたします。なお、運営上やむを得ない必要性が生じた際には、決定した小間位置を変更する場合があります。

## ⑥出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は主催者の承諾なしに小間の転貸・売買・譲渡・交換はできません。

## ⑦共同出展の定義

本見本市での共同出展とは、出展者のグループ企業を含む2者以上の複数企業が共同で同一小間に、出展される場合は、主催者と直接契約をしている方を出展者とし、その出展者の出展ブースに自社のサービスや製品を提供する方を共同出展者として、主催者は、本見本市にかかわる出展者への連絡は直接出展者のみへ行うとともに、共同出展者は各種サービスへの申込みを直接主催者に行うことはできません。

### [共同出展者の申請・登録方法に関し]

共同出展者の詳細は、出展者専用ページ[2024年5月頃より利用可能(予定)]にてご登録いただけます。ご登録は出展者が行ってください。

なお、共同出展者は、下記の申請およびご利用ができません。

- ・主催者からの出展マニュアル配布
- ・出展者専用ページIDとパスワード発行および利用・登録権利
- ・オフィシャルウェブサイト 出展者検索での自社ページ利用
- ・出展者バッジ、作業ステッカー、車両証の申請および受領 等

上記いずれも出展者のみ(へ)の配布・利用となります。

## ⑧見本市の品位と秩序の維持

会期中、出展者の展示方法や宣伝活動において、防災上、あるいは本見本市の品位や秩序を著しく損なうと認められる場合、主催者は出展者に対し、展示の変更ないしは撤去を命じる権利を有するものとします。

## ⑨出展物の範囲

出展物はJIAM 2024 OSAKA出展対象品目に該当する製品・情報とします。主催者が本見本市の開催主旨に沿わないと認めた出展物の展示はできません。工業所有権を侵害する恐れのある製品の展示は認められません。そのような展示があった場合、主催者は直ちに当該出展物の撤去、または出展を取り止めさせる処置を取ります。その場合、出展料金は返還いたしません。

## ⑩展示会場の使用

自社小間以外での製品の展示および実演、宣伝、販売活動はできません。開催期間中は、必ず出展者のスタッフが自社小間に待機し、来場者の対応にあたらなければなりません。主催者の許可なく会期中に出展物を撤去したり、展示を中止することはできません。ただし、主催者の企画する特別展示スペースはこの限りではありません。

## ⑪見本市の運営と免責

主催者は、会場全般の管理保全にあたりますが、天災、火災、損傷、紛失、盗難等の事故について、主催者はその責任を負いません。出展者は準備期間中および開催時間中は自社小間内に常駐し、出展物の保護、管理の責任を負うものとします。

## ⑫日本への入国

出展者が、本出展のために日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国に関わるすべての手続き並びに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由により日本に入国できないために出展契約を解除する場合は、出展者は主催者に対して本規定の条項④によるキャンセル料を支払わなければなりません。

## ⑬防災法規の遵守

出展者は展示会場に適用されるすべての防災・安全法規を遵守しなければなりません。

## ⑭原状回復

出展者は本見本市終了後、自社小間スペースの原状回復を行わなければなりません。出展者が回復作業を行わない時は、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとします。

## ⑮見本市の延期・中止

天災・人災・疫病・ストライキ・戦争・テロなどの不可抗力により本見本市の開催が困難であると判断された場合、または本見本市の開催が出展者全体の十分な成果につながらないと判断された場合、主催者は本見本市の延期または中止の判断を下すことがあります。延期または中止となった場合には下記に従い、出展料金について延期・中止決定の日に応じた、必要経費を差し引き以下の返金率に従い返金いたします。

搬入初日の30日以上前まで	支払金額の70%を返金
搬入初日の29日前から7日前まで	支払金額の50%を返金
搬入初日の6日前から搬入初日前日	支払金額の30%を返金
搬入初日以降	返金なし

それ以外に出展者に生じた費用については、主催者は一切の責任を負いません。なお、出展料金以外のその他費用につきましては、全額返金いたします。

## ⑯損害責任

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または本見本市の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

## ⑰海外貨物の出展

本展示会場は、保税展示場ではありません。海外から運搬してきた貨物を出展する場合は、出展者がATAカルネを用いるなどの適法な手続きを行った上でお持ち込みください。

## ⑱出展物の即売について

本見本市は、商談・契約などの商取引や製品・技術PRを行うものであり、会期中における展示物品の即売行為は原則として禁止します。ただし、書籍・出版物、ソーイング関連用品および部品などの小物類の販売を希望される出展者は、事前の申請により、主催者の許可を得て可能となります。

## ⑲商取引について

本見本市期間中に発生する出展者、来場者およびその他の間に発生する商取引に係る責は当事者に帰するものであり、主催者としては一切関与しません。

## ⑳出展規定と展示規則の承認

すべての出展者は、この出展規定および主催者が制定する展示規則(出展マニュアル等内に記載)を承認したものとします。

## ㉑準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

## ㉒合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

### 【主催者による会場内記録の使用について】

主催者は見本市会場内において取材・撮影を行います。取材によって得られた情報や撮影した画像は、主催者および、主催者の指示に基づきJIAMデスク(メッセフランクフルト ジャパン)が運営する国内外見本市の広報・宣伝活動に使用することがあります。

### 【個人情報の取扱いについて】

ご登録いただきました個人情報は、主催者の広報活動および出版物、各種サービスや関連情報、出展者・スポンサー等の製品やサービスに関する情報をご提供するために利用させていただきます。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提出いただきました個人情報は当団体にて厳重に管理いたします。

個人情報に関する問合せ窓口  
info@jasma.or.jp

来場者やメディア等への情報発信の適正化を目的とし、見本市国際基準に則った出展者数カウントを実施いたします。それに伴い、共同出展者の定義が変更となり、右記の条件を満たした場合のみ、共同出展者と認定いたします。また、共同出展者は自社の出展者検索ページ（一部項目を除く）を持つことが可能になります。但し、当該共同出展者から出展申込書の提出がある場合は、共同出展者としての登録は削除されます。

共同出展者の条件

- ① 貴社のブースで、共同出展者の製品/サービス等が展示されていること
- ② 貴社のブースで、共同出展者のスタッフが会期を通じて常駐していること

貴社情報

社名	担当者名
----	------

共同出展者情報 1 (\*必須)

フリガナ *	(英) *
社名 (和) *	
本社住所 * (〒 - ) 都道府県	市区町村
以下住所	ビル名
代表 Tel *	会社 URL *
フリガナ *	担当者部署・役職
担当者名 *	
担当者 Tel	担当者 E-mail *
住所 * (〒 - ) 都道府県	市区町村
以下住所	ビル名
※共同出展者本社住所と異なる場合のみ記入	国名
業 種 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 輸出入業・商社 <input type="checkbox"/> 卸・問屋 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 官公庁・公社・団体 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他( )	
出展分野* ※3つまで選択可	
<input type="checkbox"/> 企画・設計・CAD <input type="checkbox"/> 裁断・延反・CAM <input type="checkbox"/> 縫製機器 <input type="checkbox"/> 刺繍・プリント・カッティング加工 <input type="checkbox"/> 仕上げ・ランドリー関連 <input type="checkbox"/> 検査・試験関連	
<input type="checkbox"/> ホームソーイング <input type="checkbox"/> 副資材 <input type="checkbox"/> 素材・縫製品・その他 <input type="checkbox"/> 織り・編み・染色 <input type="checkbox"/> 織物・繊維・不織布 <input type="checkbox"/> 自動車・航空・宇宙産業関連	
<input type="checkbox"/> インテリア・家具・住居関連 <input type="checkbox"/> 服飾雑貨・生活雑貨 <input type="checkbox"/> 産業用繊維資材 <input type="checkbox"/> IT情報技術 <input type="checkbox"/> 物流	
<input type="checkbox"/> 設備・装置・環境 <input type="checkbox"/> 教育・人材育成 <input type="checkbox"/> 情報サービス <input type="checkbox"/> その他(明記ください)	
来場者へのアピールポイント(複数回答可) * <input type="checkbox"/> オンライン商談可 <input type="checkbox"/> サステナブル(エシカル)	

共同出展者情報 2 (\*必須)

フリガナ *	(英) *
社名 (和) *	
本社住所 * (〒 - ) 都道府県	市区町村
以下住所	ビル名
代表 Tel *	会社 URL *
フリガナ *	担当者部署・役職
担当者名 *	
担当者 Tel	担当者 E-mail *
住所 * (〒 - ) 都道府県	市区町村
以下住所	ビル名
※共同出展者本社住所と異なる場合のみ記入	国名
業 種 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 輸出入業・商社 <input type="checkbox"/> 卸・問屋 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 官公庁・公社・団体 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他( )	
出展分野* ※3つまで選択可	
<input type="checkbox"/> 企画・設計・CAD <input type="checkbox"/> 裁断・延反・CAM <input type="checkbox"/> 縫製機器 <input type="checkbox"/> 刺繍・プリント・カッティング加工 <input type="checkbox"/> 仕上げ・ランドリー関連 <input type="checkbox"/> 検査・試験関連	
<input type="checkbox"/> ホームソーイング <input type="checkbox"/> 副資材 <input type="checkbox"/> 素材・縫製品・その他 <input type="checkbox"/> 織り・編み・染色 <input type="checkbox"/> 織物・繊維・不織布 <input type="checkbox"/> 自動車・航空・宇宙産業関連	
<input type="checkbox"/> インテリア・家具・住居関連 <input type="checkbox"/> 服飾雑貨・生活雑貨 <input type="checkbox"/> 産業用繊維資材 <input type="checkbox"/> IT情報技術 <input type="checkbox"/> 物流	
<input type="checkbox"/> 設備・装置・環境 <input type="checkbox"/> 教育・人材育成 <input type="checkbox"/> 情報サービス <input type="checkbox"/> その他(明記ください)	

※共同出展者が2枠を超える場合は、事務局までご相談ください。

# 出展規程



## ①出展申込の承認・契約

主催者は「出展申込書」を受領後、審議のうえ、「出展申込書受領確認書」の発行をもって出展契約が締結されたものとします。なお、契約締結後、出展申込書の出展予定製品について虚偽の記入があった場合は、出展料金の支払いがあった後でも、主催者は出展を認めないことがあります。その場合、支払い済みの出展料金は返還いたしません。

## ②出展申込締切

2024年4月26日(金) ただし、締切日以前でも、予定小間数に達した時点で、申込みを締切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

## ③出展料金支払

出展者は出展要項に基づき指定期日までに、出展料金をお支払いください。指定期日までに、お支払いがない場合、主催者は出展契約を解除することができます。その場合、支払い済みの出展料金は返還いたしません。

※消費税率に変更があった場合は、申込期間に関わらず見本市開催時点での適用税率に基づく消費税を申し受けます。旧消費税率でお申込み、出展料金のお支払いをいただいた場合は、改定消費税率との差額を申受けますのでご了承ください。

## ④出展申込後の取消

出展申込契約締結後の申込面積の一部または全部を取消することは原則として認められません。ただし、取消理由を書面で通知いただき、主催者がやむを得ないと判断した場合は、下記の基準でキャンセル料を申受けたうえで、取消を承ります。なお、キャンセル通知受領日は、主催者が書面による通知を受領した日とします。

キャンセル通知受領日	キャンセル料
2024年4月27日まで	出展料金の50%
2024年4月28日以降	出展料金の100%

## ⑤小間位置の決定

小間位置は主催者にて決定いたします。なお、運営上やむを得ない必要性が生じた際には、決定した小間位置を変更する場合があります。

## ⑥出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は主催者の承諾なしに小間の転貸・売買・譲渡・交換はできません。

## ⑦共同出展の定義 ※2022年改訂

来場者やメディア等への情報発信の適正化を目的とし、見本市国際基準に則った出展者数カウントを実施いたします。それに伴い、下記の条件を満たした場合のみ、共同出展者と認定いたします。また、共同出展者は自社の出展者検索ページ(一部項目を除く)を持つことが可能になります。但し、当該共同出展者から出展申込書の提出がある場合は、共同出展者としての登録は削除されます。尚、当該定義は出展者のグループ会社にも適用されます。

### 共同出展者の条件

- ①貴社のブースで、共同出展者の製品/サービス等が展示されていること
- ②貴社のブースで、共同出展者のスタッフが会期を通じて常駐していること

## ⑧見本市の品位と秩序の維持

会期中、出展者の展示方法や宣伝活動において、防災上、あるいは見本市の品位や秩序を著しく損なうと認められる場合、主催者は出展者に対し、展示の変更ないしは撤去を命じる権利を有するものとします。

## ⑨出展物の範囲

出展物はJIAM 2024 OSAKA出展対象品目に該当する製品・情報とします。主催者が見本市の開催主旨に沿わないと認めた出展物の展示はできません。工業所有権を侵害する恐れのある製品の出展は認められません。そのような展示があった場合、主催者は直ちに当該出展物の撤去、または出展を取り止めさせる処置を取ります。その場合、出展料金は返還いたしません。

## ⑩展示会場の使用

自社小間以外での製品の展示および実演、宣伝、販売活動はできません。開催期間中は、必ず出展者のスタッフが自社小間に待機し、来場者の対応にあたらなければなりません。主催者の許可なく会期中に出展物を撤去したり、展示を中止することはできません。ただし、主催者の企画する特別展示スペースはこの限りではありません。

## ⑪見本市の運営と免責

主催者は、会場全般の管理保全にあたりますが、天災、火災、損傷、紛失、盗難等の事故について、主催者はその責任を負いません。出展者は準備期間中および開催時間中は自社小間内に常駐し、出展物の保護、管理の責任を負うものとします。

## ⑫日本への入国

出展者が、本出展のために日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国に関わるすべての手続き並びに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由により日本に入国できないために出展契約を解除する場合は、出展者は主催者に対して本規定の条項④によるキャンセル料を支払わなければなりません。

## ⑬防災法規の遵守

出展者は展示会場に適用されるすべての防災・安全法規を遵守しなければなりません。

## ⑭原状回復

出展者は本見本市終了後、自社小間スペースの原状回復を行わなければなりません。出展者が回復作業を行わない時は、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとします。

## ⑮見本市の延期・中止

天災・人災・疫病・ストライキ・戦争・テロなどの不可抗力により見本市の開催が困難であると判断された場合、または本見本市の開催が出展者全体の十分な成果につながらないと判断された場合、主催者は本見本市の延期または中止の判断を下すことがあります。延期または中止となった場合には下記に従い、出展料金について延期・中止決定の日に応じた必要経費を差し引き以下の返金率に従い返金いたします。

搬入初日の30日以上前まで	支払金額の70%を返金
搬入初日の29日前から7日前まで	支払金額の50%を返金
搬入初日の6日前から搬入初日前日	支払金額の30%を返金
搬入初日以降	返金なし

それ以外に出展者に生じた費用については、主催者は一切の責任を負いません。なお、出展料金以外のその他費用につきましては、全額返金いたします。

## ⑯損害責任

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または本見本市の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

## ⑰海外貨物の出展

本展示会場は、保税展示場ではありません。海外から運搬してきた貨物を出展する場合は、出展者がATAカルネを用いるなどの適法な手続きを行った上でお持ち込みください。

## ⑱出展物の即売について

本見本市は、商談・契約などの商取引や製品・技術PRを行うものであり、会期中における展示物品の即売行為は原則として禁止します。ただし、書籍・出版物、ソーイング関連用品および部品などの小物類の販売を希望される出展者は、事前の申請により、主催者の許可を得て可能となります。

## ⑲商取引について

本見本市期間中に発生する出展者、来場者およびその他の間に発生する商取引に係る責任は当事者に帰するものであり、主催者としては一切関与しません。

## ⑳出展規定と展示規則の承認

すべての出展者は、この出展規定および主催者が制定する展示規則(出展マニュアル等内に記載)を承認したものとします。

## ㉑準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

## ㉒合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

## 【主催者による会場内記録の使用について】

主催者は見本市会場内において取材・撮影を行います。取材によって得られた情報や撮影した画像は、主催者および、主催者の指示に基づきJIAMデスク(メッセフランクフルト ジャパン)が運営する国内外見本市の広報・宣伝活動に使用することがあります。

## 【個人情報の取扱いについて】

ご登録いただきました個人情報は、主催者の広報活動および出版物、各種サービスや関連情報、出展者・スポンサー等の製品やサービスに関する情報をご提供するために利用させていただきます。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提出いただきました個人情報は当団体にて厳重に管理いたします。

## 個人情報に関する問合せ窓口

info@jasma.or.jp